

# 令和6年度総合事業報酬改正等の主な改正点

## 【基本報酬の改定】

→単位数のプラス改定(別スライドのとおり)。ただし、訪問型サービスの単位数は改定なし。  
改正後の要綱については、ホームページに掲載を予定しています。

## 【加算及び減算等について】

- ・訪問型サービス・・・口腔連携強化加算の創設  
同一建物減算の創設
- ・通所型サービス・・・運動機能向上加算の廃止(基本報酬に包括化)  
事業所評価加算の廃止  
選択的サービス複数実施加算の名称等の変更による一体的サービス提供加算の創設  
送迎未実施減算の創設
- ・全サービス共通・・・高齢者虐待防止措置未実施減算の創設  
業務継続計画未策定減算の創設(令和7年3月31日までの間経過措置あり)

## 【人員・設備・運営に関する基準について】

→管理者の責務及び兼務範囲の明確化, 身体的拘束の適正化の推進, 書面掲示の見直しが行われました。  
改正後の規則については、ホームページに掲載を予定しています。

## 【サービスコード表・単位数マスタについて】

準備が整い次第、事業所あてにお知らせ及びホームページへの掲載を予定しています。

# 総社市介護予防・日常生活総合事業 基本報酬(R6.4改正後)

## 【旧介護予防訪問サービス】(1月につき)

訪問型サービス(1週に1回程度の場合)	1,176単位
訪問型サービス(1週に2回程度の場合)	2,349単位
訪問型サービス(1週に2回を超える程度の場合)	3,727単位

## 【旧介護予防通所サービス】(1月につき)

事業対象者, 要支援1	1,798単位
要支援2	3,621単位

## 【基準緩和通所サービス】(1日につき)

事業対象者, 要支援1	312単位
要支援2	314単位

## 【短期集中通所サービス】(1日につき)

通所型サービスC	479単位
----------	-------

## 【介護予防ケアマネジメント】(1月につき)

ケアマネジメントA	442単位
ケアマネジメントC	442単位

# 総社市介護予防・日常生活総合事業 加算一覧 (赤字はR6.4～新規加算)

## 【旧介護予防訪問サービス】

- 初回加算
- 生活機能向上連携加算
- 口腔連携強化加算
- 介護職員処遇改善加算
- 介護職員等特定処遇改善加算
- 介護職員等ベースアップ等支援加算

## 【基準緩和通所サービス】

- 介護職員処遇改善加算
- 介護職員等ベースアップ等支援加算

## 【短期集中通所サービス】

- 栄養改善加算
- 口腔機能向上加算
- 地域活動支援連携加算
- 栄養アセスメント加算
- 科学的介護推進体制加算

## 【旧介護予防通所サービス】

- 生活機能向上グループ活動加算
- 生活機能向上連携加算
- 若年性認知症利用者受入加算
- 栄養改善加算
- 栄養アセスメント加算
- 口腔機能向上加算
- 口腔・栄養スクリーニング加算
- 一体的サービス提供加算  
(選択的サービス複数実施加算の一部変更)
- サービス提供体制強化加算
- 科学的介護推進体制加算
- 介護職員処遇改善加算
- 介護職員等特定処遇改善加算
- 介護職員等ベースアップ等支援加算

## 【介護予防ケアマネジメント】

- 初回加算
- 委託連携加算